令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月
厚生労働省
農林水産省

今般制定された、令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を改正する件（令和８年厚生労働省・農林水産省告示第１号）は、令和８年度税制改正の大綱に基づき、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第５条の２に規定する農業協同組合連合会が行う医療保健業が収益事業に含まれないための要件について所要の改正を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第２号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　（略）

二　納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八　（略）

担当：厚生労働省医政局総務課、農林水産省経営局協同組織課